

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）が実施する災害復旧事業に対し、予算の範囲内において、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費及び補助率は次の表のとおりとする。

補助事業	対象経費	補助率
法人が実施する法人所管施設に対する災害復旧事業	補助事業に係る次の経費 1 建物、工作物及び土地に係る工事費及び付帯工事費 2 設備費 3 事務費 4 その他知事が特に必要と認める経費	10/10 以内

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 法人は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

(交付決定前着手)

第4 補助事業への着手は、補助金の交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により交付決定前に着手する必要があると認められる場合はこの限りでない。この場合、法人は次の条件を了承の上、様式第4号により、交付決定前着手申請書を知事に提出し承認を受けるものとする。

- (1) 交付決定を受けた補助金額が、交付申請書又は交付申請予定額に達しない場合においても異議のないこと。

(2) 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(3) 交付決定前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

2 知事は前項の規定による交付決定前着手申請書の提出があり、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、様式第5号により、法人に通知するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5 知事は第3の規定による補助金交付申請書の提出があり、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第6号により、法人に通知するものとする。

2 知事は前項の補助金の交付決定にあたり、規則第5条の規定により、必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

第6 補助金の交付決定を受けた法人が当該補助事業の内容を変更しようとするときには、様式第7号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の変更を伴わない等の軽微な変更にあつてはこの限りではない。

2 知事は前項の規定による事業計画変更申請書の提出があり、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、様式第8号により、法人に通知するものとする。

(実績報告)

第7 補助金の交付決定を受けた法人が当該補助事業を完了したときは、様式第9号により、遅滞なく補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支精算書(様式第11号)
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 第3第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8 知事は、前条の規定により補助事業実績報告があつたときは、審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、様式第12号により、法人に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払請求できるものとし、その請求書の様式は様式第13号によるものとする。

(交付決定の取消し)

第10 知事は、補助金の交付決定を受けた法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第11 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

2 知事は、第9の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 法人は、第3第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合で、第7の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（第7第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第14号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第13 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月20日から施行し、東日本大震災に係る事業から適用する。
- 2 この要綱の施行前に開始された東日本大震災に係る事業については、第4の規定は適用しない。この場合において、法人は第3に定める交付申請に合わせ、事前着手届を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 関係）

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者名

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業を施行したいので、補助金を交付されるよう、補助金等交付規則第 3 条及び公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第 3 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

※ 交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金交付申請額

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

キャンパス名	区 分	金 額	備 考
	工事費 建物 建物以外の工作物 土地 設備費 事務費 その他経費 合 計	円	
	工事費 建物 建物以外の工作物 土地 設備費 事務費 その他経費 合 計		

- 1 事業計画書は、キャンパスごとに記載すること。
- 2 工事費（建物、建物以外の工作物、土地及び設備費）については積算内訳書を添付すること。
- 3 1つの項目に複数の積算内訳書がある場合は、積算内訳書ごとに記載すること（例：建物（その1）、建物（その2））。

様式第3号（第4関係）

収支予算書

収入の部

区 分	予 算 額
補 助 金	
合 計	

支出の部

区 分	予 算 額
災害復旧事業	
合 計	

交付決定前着手申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

（申請者）
所在地
名称
代表者名

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業について、下記のとおり補助金の交付決定の通知前に着手したいので、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき、別記条件を了承の上、申請します。

記

- 1 補助金の交付決定の通知前に着手を行う事業内容
- 2 補助金の交付決定の通知前に着手を必要とする理由
- 3 着手予定年月日 年 月 日

別記条件

- （1） 補助金の交付決定の通知を受けた補助金額が、交付申請書又は交付申請書予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- （2） 当事業について、着手から補助金の交付決定の通知を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- （3） 補助金の交付決定の通知前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

交付決定前着手承認通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

年 月 日付け 第 号で申請のありました公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業に係る交付決定前着手については、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第4第2項の規定により、別記条件を付して承認します。

記

- 1 補助金の交付決定の通知前に着手を行う事業内容
- 2 補助金の交付決定の通知前に着手を必要とする理由
- 3 着手予定年月日 年 月 日

別記条件

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた補助金額が、交付申請書又は交付申請書予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (2) 当事業について、着手から補助金の交付決定の通知を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (3) 補助金の交付決定の通知前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

様式第6号（第5関係）

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

年 月 日付け 第 号で申請のありました公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業については、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第5の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付の条件

様式第7号（第6関係）

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました公立
大学法人宮城大学施設災害復旧事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承
認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

様式第8号（第6関係）

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

年 月 日付け 第 号で申請のありました公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業については、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第6第2項の規定により、下記のとおり変更することを承認します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第9号（第7関係）

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業について、補助金等交付規則第12条及び公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第7の規定により別紙のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金額 金 円※

※ 実績報告書に次の算式を明記すること。

補助金所要額 － 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ＝ 補助金額

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

キャンパス名	区 分	金 額	備 考
	工事費 建物 建物以外の工作物 土地 設備費 事務費 その他経費 合 計	円	
	工事費 建物 建物以外の工作物 土地 設備費 事務費 その他経費 合 計		

1 事業計画書は、キャンパスごとに記載すること。

様式第 1 1 号 (第 7 関係)

収支精算書

収入の部

区 分	精 算 額
補 助 金	
合 計	

支出の部

区 分	精 算 額
災害復旧事業	
合 計	

様式第12号（第8関係）

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定しました公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業については、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

概算払請求書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)
所在地
名称
代表者名

金 円

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定通知のありました公立
大学法人宮城大学施設災害復旧事業について、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助
金交付要綱第9の規定により、下記のとおり概算払により交付されたく、請求します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |
| 5 | 概算払を必要とする理由 | | |

6 払込先

- (1) 取扱銀行（支店）名
- (2) 口座種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人（フリガナ）

様式第 1 4 号 (第 1 2 関係)

公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者名

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定通知のありました公立
大学法人宮城大学施設災害復旧事業について、公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助
金交付要綱第 1 2 の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額)	金	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。